

匝瑳市避難所運営マニュアル 別冊

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針

令和4年8月

匝 瑳 市

●新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針について

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営については、匝瑳市避難所運営マニュアルに定める事項の他、本運営方針に沿って行うものとする。

1. 避難を検討する場合の注意点

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況において、災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要である。

また、災害時には断水により手指の流水洗浄ができないおそれもあることや、避難所など密集した環境下での集団生活などにより、新型コロナウイルスの感染が拡大するリスクが高まることから、避難所での感染リスクや避難所に避難する場合の注意点について、市民に以下の内容を周知する。

- ①災害時において、不特定多数の人が身を寄せる避難所では、3つの密（密閉・密集・密接）になりやすく、新型コロナウイルスに感染するおそれがあることから、自宅での安全確保が可能な場合は、自宅に留まることも検討するよう周知する。自宅が危険な場合も、避難先は市指定の避難所だけではなく、感染リスクの低い親戚・知人宅等への避難も検討するよう周知する。
- ②避難所を利用する場合には、マスクの着用や健康状態の確認を徹底するよう周知する。また、市の備蓄品には限りがあることから、自分に必要なものは各自で用意するとともに、マスクと体温計、アルコール消毒液も持参するよう周知する。
- ③避難者や避難所運営スタッフは、こまめに手洗いをするとともに、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう周知する。また、気温にかかわらず定期的な換気に努めることから、各自で寒さ対策を講じるよう周知する。
- ④自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者及び無症状者（以下「自宅療養者」という。）への対応については、原則として一般の避難所に滞在させることは適当でない（令和2年4月7日付内閣府・消防庁・厚労省事務連絡）とされているので、避難してきた自宅療養者がいた場合に備え、保健所と対応について協議しておく。
- ⑤避難所内の感染を防止するため、以下の症状などのある人は、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談するか、千葉県発熱相談コールセンター（TEL：0570-200-139）に連絡し、担当者の指示を受けるよう周知する。

・息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合

- ・高齢者や妊婦、基礎疾患があるなど重症化しやすい人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

これらの内容が周知されていることを踏まえ、避難所運営スタッフは適切に避難者対応を行う。

2. 避難所の過密状態防止

災害や避難者の状況などによっては、避難所の収容人数を考慮し、二次避難所（八日市場ドーム、八日市場公民館）を使用するなど、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

3. 新型コロナウイルス感染症に対応する物資・資材の準備

避難所における新型コロナウイルス感染症対策として必要な物資・資材は以下のものが考えられるため、事前に各防災備蓄倉庫に配備するよう努める。

- ・マスク
- ・手指洗用消毒液（アルコール）
- ・除菌用消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）
- ・非接触赤外線温度計
- ・使い捨てゴム手袋
- ・ペーパータオル
- ・薬用ハンドソープ
- ・フェイスシールド
- ・ガウン（袖付き）
- ・キャップ
- ・簡易テント、ビニールシート、ビニール袋（汚染物廃棄用）
- ・段ボールベッド
- ・パーティション
- ・仮設トイレ
- ・生活用水（断水時）

4. 避難所の受付及び感染が疑われる避難者への適切な対応

避難所の受付では、まず検温及び消毒ブースを設け、避難者に必ず検温と手指消毒をしてもらい、健康チェックリスト（別紙1）を使用して避難者の健康に関するチェックを行ったうえで、受付まで案内する。

その後、受付にて避難者に避難状況記録簿へ必要事項を記載してもらい、滞在スペースまで誘導する。なお、検温及び消毒ブース、受付担当者は、フェイスシールド・マスク・使い捨てゴム手袋などを着用のうえ対応する。

検温・消毒ブースにて感染が疑われる人が避難してきた場合や、避難者に発熱・咳などの症状が出た場合には、対象者を発熱者等受付及び専用スペースへ誘導したうえで避難所から海匠保健所（海匠健康福祉センター）八日市場地域保健センター（TEL：72-1281）に連絡する。また、併せて匝瑳市災害対策本部（市民部）へ連絡する。

連絡中、一時的に避難所内に待機させる場合には、専用スペース及びトイレを確保する。また、一般の避難者とはエリアを区分けし、動線が重ならないようにする。検温及び消毒ブースにおいて、重度の呼吸困難など生命の危険がある人が避難してきた場合は、速やかにちば消防共同指令センター（TEL：119）に搬送依頼を行う。

5. 避難所でのスペースの確保等

滞在するスペースとしては一区画を4㎡とし、2名程度で使用するものとする。なお、飛沫感染を防ぐため、必要に応じてテントを活用する。また、区画間の距離を2m程度確保できるよう、レイアウトや収容可能な人数について検討する。

指定避難所におけるスペース確保のため、学校の教室を活用するなど、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。

なお、教室の使用にあたっては事前に施設管理者と協議を行い、決定する。

6. 衛生管理の徹底

避難者にはマスク着用、咳エチケットの励行、食事や歯みがき時における飛沫感染の防止を促し、食事の前やトイレの後などには頻繁な手洗いまたは手指消毒を徹底する。また、避難所内の十分な換気に努め、共用スペースの清掃、消毒を行う。さらに、感染予防のため、タオルなどの共用を禁止し、使い捨てのペーパータオルなどを使用する。

7. 避難者の健康状態の確認

保健師等が各避難所を巡回し、避難者の健康状態を確認する。

避難者には1日2回の検温と、発熱や体調不良の症状がある場合は速やかに避難所運営スタッフへの報告を徹底する。なお、症状がある避難者については、予め用意した専用スペースに移動させ、経過を観察する。

また、症状がある避難者については、本方針2～3ページ「4. 避難所の受付及び感染が疑われる避難者への適切な対応」の記載内容に準ずるものとする。

8. 要配慮者用のスペース確保

要配慮者用の専用スペースを確保する。この場合、感染が疑われる人の専用

スペースと距離をおいた配置とする。動線については、一般避難者と同様として構わない。

9. 避難所の閉鎖

開設した避難所は、適切に消毒を行い閉鎖する。

10. その他

本運営方針に規定されている以外の新型コロナウイルス感染症に関する事項については、「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～（令和2年6月千葉県発行）」に準ずるものとする。

健康チェックリスト

(別紙1)

※ 下記の項目についてご記入ください。

記入日 令和 年 月 日

ふりがな
氏名 _____

年齢 _____

| No. | チェック項目 | 回答(該当に○) |
|-----|---|----------|
| 1 | 新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、 現在、健康観察中ですか。 | はい・いいえ |
| 2 | 発熱(平熱より高い体温)が現在ありますか。 | はい・いいえ |
| 3 | 息苦しさ、胸の痛みはありますか。 | はい・いいえ |
| 4 | においや味を感じないですか。 | はい・いいえ |
| 5 | せきやたん、のどの痛みはありますか。 | はい・いいえ |
| 6 | 全身の強いだるさがありますか。 | はい・いいえ |
| 7 | 吐き気がありますか。 | はい・いいえ |
| 8 | 下痢がありますか。 | はい・いいえ |
| 9 | 体にぶつぶつ(発疹)が出ていますか。 | はい・いいえ |
| 10 | 目が赤く、目やにが多いですか。 | はい・いいえ |
| 11 | 現在、医療機関に通院をしていますか。(症状: | はい・いいえ |
| 12 | 避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか。 | はい・いいえ |
| 13 | 避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか。 ※「はい」の場合、具体的にご記入ください | はい・いいえ |
| 14 | 乳幼児と一緒にですか。(妊娠中も含む) | はい・いいえ |
| 15 | 呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか。 ※「はい」の場合、具体的にご記入ください | はい・いいえ |

・発熱者(検温時 37.5℃以上)または、上記チェック項目 No.1~10 に一つでも「はい」がある場合は、発熱者等専用スペースへ案内します。(当該スペースの受付にて、避難状況記録簿へ必要事項を記入してください。)

・発熱者の同行者は、発熱者と一緒に専用スペースへ案内します。(検温、消毒、健康チェックは実施してください。)

・スコア鉛筆を使用した場合は、使い捨てて構いません。

○ 以下は、検温及び消毒ブース担当者処理欄

| 避難所名 | 検温結果 | ℃ |
|----------|-----------------|---------|
| 判定区分 | 感染者 ・ 感染疑い ・ 一般 | ※いずれかに○ |
| 検温・判定確認者 | 確認時間 | 時 分 |

※以下の項目は、判定区分において「感染者」または「感染疑い」の場合に記載

| 他機関への連絡状況 | 連絡者 |
|-----------|-----|
| | |